

10月1日から乳幼児医療費助成制度から 子ども医療費助成制度に変わります!

平成22年10月診療分から医療費の助成を 中学3年生修了前までに拡大します。対象と なるお子さんをお持ちの方には、子ども手当の ご案内と併せて、お知らせを送付しています。

8月末までに申請をしてください。

※所得制限により助成を受けられない場合が あります。

※保険外の費用については対象となりません。 問合せ先

福祉課児童福祉担当(内線753・754)

高齢者運転免許自主返納支援事業について

市内にお住まいの70歳以上の自動車運転 免許証をお持ちの方で、免許証の有効期限内 に、警察に免許証を自主的に返納された方を 対象に、支援を行っています。

- ①コミュニティバス「のるm y c a r]フリー 乗車証の交付(発行月から3年間有効のもの)
- ②住民基本台帳カードの交付手数料免除
- ◎支援を受けるには、申請が必要です。
- ★持参するもの
- 「申請による運転免許の取消通知書」 (自主返納時に警察から交付されます。)
- ・運転免許証のコピー

(自主返納する前にコピーをとってください。)

午前

9

11 時

30

分

き

カ

作

3

6 夕

・証明写真(3カ月以内のもの) ・印鑑

問合せ先 生活環境課(内線324)

6月1日から開庁時間が変更になります

国の人事院勧告に基づき、市職員の勤務時間を 15 分短縮します。

このため、6月1日火より市役所の窓口受付時 間が午前8時30分から午後5時15分までに変更 となります。

なお、下記の窓口受付時間は、従来どおり、午後 5時30分までとします。

- ○本庁舎1階 【市民課、税務課、会計課】
- ○市民交流プラザ2階 【福祉課、高齢介護課】

問合せ先 総務課(内線211)

守ろう!電波のルール

電波は、テレビ・ラジオや携帯電話・警察・消 防·救急の無線など、さまざまなところで使われて います。

電波の利用には無線局の免許が必要です。免許 のない不法電波はテレビやラジオの受信に障害を 与え、暮らしに悪影響を及ぼします。北陸総合通 信局では、不法電波などルール違反の取り締まり を行っています。

インターネットなどで外国規格のトランシー バーが流通していますが、国内では使用できませ ん。無線機の購入時には、必ず「技適マーク」が ついているか、確認してください。

問合せ先 総務省北陸総合通信局 不法無線局・混信・妨害

☎ 0 7 6 − 2 3 3 − 4 4 4 1 テレビ・ラジオの受信障害

 \bigcirc 0 7 6 - 2 3 3 - 4 4 9 1

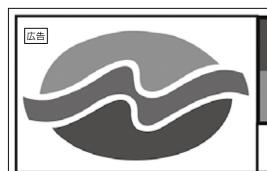
技適マーク

・申込員ず込期 ころ <u>a</u> 博物館協 み 限 9中央公民館 6月15日(火) (先着順) 正議議 会会を

自然観察と草花遊び 斉木 小学生親子10 中 久美子 組(先着順) ま円

午前9 ころ 今話題の米粉を使ってク 父と子の料理教室 米粉でつ 0 生涯学習 生涯学習 くる簡単 焼きを センチ お お やつ

教養教室受講生育中央公民館 (生涯学習セン (生涯学習センター



NAMERIKAWA SHOPPING MALL

滑川市常盤町181番地 TEL 475-8500 午前9時30分~午後7時30分

労働保険年度更新の申告・納付はお早めに!

労働保険の「平成 21 年度確定保険料および平成 22 年度概算保険料」について、申告納付の手続きを行っ ていただく時期となりました。年度更新の手続きは、7月12日/月までの間に、保険料申告書などを作成の うえ、保険料を添えて日本銀行(代理店・歳入代理店など)、郵便局、富山労働局、各労働基準監督署にお いて申告納付してください。

申告納付期限がせまると、窓口が大変混み合いますので、お早めの手続きにご協力お願いします。

問合せ先 富山労働局労働保険徴収室(☎432-2714)

心身障害者(児)年金の 手続きはお済みですか?

市では、一定の障がいに該当する方に対し、年 に1回、心身障害者(児)年金を支給しています。 受給には手続きが必要です。

●心身障害者年金

義務教育を修了し、次の区分の方に支給(特別障害者 手当受給者・施設入所者・長期入院者などは除く)

区分	年金額
身体障害者手帳1級、療育手帳Aまたは	12,500 円
精神障害者保健福祉手帳1級	12,500 円
身体障害者手帳2級または精神障害者保	10,500 円
健福祉手帳2級	10,500 円
身体障害者手帳3級、療育手帳Bまたは	9,300 円
精神障害者保健福祉手帳3級	9,300 🗇

●心身障害児童年金

3歳以上義務教育修了までの児童を対象とし、次の区 分により保護者に支給(特別児童扶養手当受給者・施設 入所者・長期入院者などは除く)

区 分	年金額
身体障害者手帳1級または2級	
療育手帳 A	14,500 円
精神障害者保健福祉手帳1級または2級	
身体障害者手帳3級から5級まで	
療育手帳 B	12,000円
精神障害者保健福祉手帳3級	

※いずれの年金も、市内に1年以上引き続き居住 している方が対象です。

問合せ先 福祉課社会福祉担当(内線752)

旧常願寺ハイツ改装前の 未使用回数券払戻しについて

旧常願寺ハイツ改装前(平成18年9月以前)の 未使用回数券をお持ちで、現金による払戻しを希望 される方は、残券を常願寺ハイツまでお持ちくださ V١0

問合せ先 常願寺ハイツ ※毎週火曜日は休館 (2462 - 1164)

子ども手当の現況届を提出してください

平成22年4月から、子ども1人につき月額13,000 円が支給される「子ども手当」が始まりました。こ れまでの児童手当は子ども手当の一部として支給さ れます。

なお、平成21年度において、児童手当を受給して おられた方は現況届の提出が必要です。現況届は、 子どもの養育の状況などを確認するための大事な届 出です。この届出をしないと、子ども手当を受ける 資格があっても手当を受けられなくなることがあり ますので、必ず6月中に手続きをしてください。

提出が必要な方には、個別に現況届の案内を発送 しますが、手当を受けているにもかかわらず案内が 届いていない方はお問い合わせください。(公務員の 方は勤務先へ提出してください。)

|※4・5月中に新規認定請求・額改定請求を提出さ れた方は、現況届の提出は不要です。

問合せ先

福祉課児童福祉担当(内線753・754)





☎475-1889

便利屋タクシー始めました

